

給与支払報告書の提出は一月31日まで!!

提出先

受給者の平成四年一月一日現在居住する市長村長あてにそれぞれ提出してください。

提出要領

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、紫色の総括表(一組二枚)と、緑色の個人明細書(一人につき二枚)を提出してください。

給与の収入金額が一五〇〇万円を超える方については年末調整は不要となりますが、給与支払報告書の提出は必要ですので、必ず作成のうえ該当市町村に提出してください。

給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

▽平成四年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入してください。

▽受給者氏名には必ずフリガナをつけてください。

▽受給者の生年月日は忘れずに記入してください。

▽この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷きを入れて書いてください。

「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入してください。

なお、この「給与支払報告書」



の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。ただし、次のような方は申告していただくかなければなりません。

- ◇ 病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人
- ◇ 災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人
- ◇ 住宅を新築、または、増改築等をして住宅取得控除を受けようとする人

なお、確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。事業主など給与の支払いをする

方は、もれないようにすべての従業員都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表(紫色)をつけて提出してください。また、枚数の不足などのお問い合わせは、税務課へお願いします。

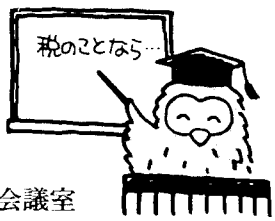


課税事務処理が電算化されますので、今年から給与支払報告書の提出は一月三十一日をまたがずに、できるだけ早めに提出をお願いします。

提出期限間近になりますと提出量が多く事務処理上混雑しますのでご協力をお願いします。

所得税・事業税・住民税 共同説明会

日時 2月5日(水)
午後1時~3時
会場 市役所3階 大会議室



ご協力ありがとうございました

福祉バザーで二一〇万円

歳末福祉バザーが十二月一日、市文化会館で開催されました。

今年で、七回目を迎えたバザー会場には、オープン前から長い列ができるほど会場には大勢の人々がにぎわいました。自治会連合会の協力のもと市民から七二二二点の物品提供があり、売上金は二一〇万五三七〇円にのびりました。恵まれない人々のために有効に使わせていただきます。

都留市社会福祉協議会

一日人権擁護委員委嘱

十二月四日、人権週間にちなみ都倉市長令嬢、芙美子様を「一日人権擁護委員」に委嘱し、都留市駅前等で街頭啓発活動を行い、人権意識の普及高揚を呼びかけました。



藤井霞卿作『山路の秋』

ふるさと会館に展示

これまで、都留市農協のご好意で禾生支所に展示保存されていた、藤井霞卿作『山路の秋』が、より多くの皆さんに鑑賞していただくため、ふるさと会館に展示することになりました。この作品は、「尾縣小学校寄贈画後援会」から旧尾縣小学校に寄贈されたものです。

